

# カナダにおける「テロ対策」としての重国籍者からの 市民権剥奪

——二〇一四年の導入から二〇一七年の廃止まで——

佐藤 信行

はじめに

- 一 二〇一四年改正法の概要
- 二 二〇一四年C―二四法案の議論
- 三 C―二四法施行と市民権剥奪
- 四 C―六法案の概要
- 五 C―六法案についての議論（下院）
- 六 C―六法案についての議論（上院）
- 七 C―二四法とC―六法の憲法問題
- 八 小括々おわりに

## はじめに

二〇一六年三月三〇日、フランスの Hollande 大統領（当時）は、前年に発生したパリ同時多発テロを背景として提案し、元老院で審議中であつた憲法改正提案<sup>(1)</sup>を撤回した<sup>(2)</sup>。この憲法改正案は、テロ関連の罪で有罪となつた重国籍者<sup>(3)</sup>から仏国籍を剥奪する内容を含んでおり<sup>(4)</sup>、多くの批判を受けていたものであつた。そもそもフランスでは、民法<sup>(5)</sup>二五<sup>(5)</sup>条が、帰化によりフランス国籍を得た者が「国の基本的利益を侵害する犯罪又はテロリズムの行為に当たる犯罪により有罪の判決を受けたとき」等の四つの場合に、そのフランス国籍を剥奪できるとしているが、出生によるフランス国籍や帰化から一五年を超えている場合<sup>(6)</sup>にはこれが認められていない。そこで、この憲法改正によりその範囲を拡大すると共に、対テロリズム策を「憲法化」することが目指されていたが、重国籍者に対する差別を生む、あるいは無国籍者を生み出すことになるといった批判を受けて、提案を撤回することとなつたのであつた。

このフランスの動きは、憲法改正という手法を用いるという特異性から、日本を含む世界各国から注目を集めたが、対テロリズムを根拠とする国籍剥奪の法制化あるいはその強化の動きは、フランスに限つたものではなく、今日なおその動きは継続している。たとえば、オーストラリアは、二〇一五年に「オーストラリア市民権改正（オーストラリアへの忠誠）法」<sup>(7)</sup>を制定し、一定のテロリズム犯罪により有罪とされた重国籍者からオーストラリア国籍を剥奪することを認めているが<sup>(8)</sup>、二〇一八年には、政府によってその強化が提案され、なお議論が続いている。また、二〇一九年六月には、ドイツ連邦がテロ組織の構成員となつた重国籍者からドイツ国籍を剥奪することを認める法改正を行つ

た。<sup>9)</sup>

こうした中カナダも、二〇一四年にテロ対策・治安維持を目的として、重国籍者に対するカナダ市民権剥奪の強化を行っていたが、二〇一五年に政権を獲得した自由党のJustin Trudeau首相は、翌二〇一六年にそれを廃止し、ほぼ旧法に戻すことを目的とする法案(C一六)を提出した。同法案は、一年を超える審議と修正の上、二〇一七年六月一九日に裁可を得て法律となった。もちろん、C一六法案は、一〇年弱ぶりに政権を奪還した自由党が前政権との違いを際立たせるために提出したという背景を抜きには論じられないものであるが、多くの国がテロ対策・治安維持の手段として重国籍の剥奪を強化する中であって、極めて注目に値する動きであるといえよう。

現在日本においては、原則として重国籍を認めない法政策が選択されていることから、カナダと全く同じ文脈で問題が生じる可能性は高くないとはいえ、現に重国籍を有する人は多く、国籍法には重国籍者に対する国籍選択義務(二四条)、選択をしない場合の催告(一五条一項及び二項)、さらに催告に対して選択をしない場合の日本国籍喪失(同条三項)が規定されているから、その運用によっては、様々な問題が生じうる。そこで、本稿では、法案C一六の審議過程の検討等を通じて、この問題へのカナダ的アプローチを明らかにしておくこととしたい。

## 一 二〇一四年改正法の概要

最初に、テロ対策・治安維持を目的として、重国籍者に対するカナダ市民権剥奪の強化等を行った二〇一四年改正法について検討する。

二〇一四年二月六日、当時〇 Stephen Harper 首相率ゝる保守党 (Conservative Party of Canada) 政権は、連邦議会上院に「カナダ市民権強化法 (Strengthening Canadian Citizenship Act)」案<sup>(10)</sup> (C-114法案) を提出した。この法案は、同年六月一六日に賛成一三七対反対一一八で修正なく下院を通過し、一九日には上院において、賛成五二対反対二九で同様に修正なく承認された後、即日裁可された<sup>(11)</sup>。

同法は、①帰化によるカナダ市民権取得のために必要なカナダ居住等要件の強化と、②重国籍者に対するカナダ市民権剥奪制度の強化の二点を中心として、カナダ市民権法改正を行ったものである。①には、カナダ市民権を得るためには、過去六年間に一四六〇日以上カナダ国内に所在していたこと、過去四暦年のいずれについても最低一八三日カナダに所在していたこと、この所在は永住者 (permanent resident) の資格においてなされていること、市民権取得後のカナダ居住継続の意思表示等が含まれている。なお、実際にカナダ居住をしないと、この意思表示に違反する虚偽申請として一〇万カナダドルの罰金と五年以下の懲役の併科の対象となりうる。

②については、二つの重要な改正がなされている。第一は、カナダ市民権剥奪根拠の大幅拡大である。改正前の市民権剥奪根拠は、帰化によるカナダ市民権を有する者が、虚偽 (Fraud) によってこれを得ていた場合に限られていた。しかしこの改正により、テロ行為を含む重罪を犯した等の八つの根拠が追加されたのである<sup>(12)</sup> (二〇条二項)。また、この追加根拠は、虚偽による市民権取得の場合と異なり、出生によるカナダ市民権を有する者についても、潜在的にであつても他の市民権・国籍を有する場合には適用されるものとされた。重国籍者に限定がなされているのは、カナダが無国籍の削減に関する条約<sup>(13)</sup>の締約国であつて、その八条一項が「締約国は、国籍の剥奪が一個人を無国籍にする場合は、その者から国籍を奪つてはならない。」と規定することを受けての措置である。第二に、市民権剥奪手続のほ

とんどが、カナダ市民権移民大臣の行政処分でなされることとされ、かつ、司法的救済の途も極めて限定された。

この市民権取得要件強化と市民権剝奪根拠の大幅拡大は、表裏一体をなしているものであるが、以下においては、主として後者について検討する。

## 二 二〇一四年C—二四法案の議論

二〇一四年にハーパー政権が法改正を提案した背景には、同年にシリア及びイラクを中心として活動を活発化し、一時は相当広範な地域を支配した「IS」をはじめとする、テロ組織の存在がある。同法案審議においては、与党保守党（当時）が賛成し、野党であった新民主党（New Democratic Party）と自由党（Liberal Party）が反対したが、政府・保守党は、第二読会における討論（sponsor's speech）において、この部分の立法目的について次のように述べ、国外でテロ活動を行うカナダ人の存在を立法事実として主張している。

「しかし残念ながら、今日の世界の現実には次のような側面がある。カナダ安全情報局によれば、過激派、つまりカナダによってテロリストと過去に認定され、また現に認定されている組織において戦闘に加わっているカナダ人が一三〇名おり、そのうち三〇名はシリアに所在している。我々にとって、そしてほとんどのカナダ人にとっても同じと考えるが、彼らが重国籍者である場合、彼らはカナダとの約束文言を破っていないのかという点が問題なのである。本法は、……彼らに対抗する行動を可能とするものなのである。」<sup>14</sup>

これに対して、野党の反対論は、下院段階においては、重国籍者からカナダ市民権を剥奪することそのものではなく、それを取り巻く制度不全に向けられたものが主であった。たとえば、新民主党の反対討論 (response speech) は、市民権法の改正が必要であるという点には同意しつつ、カナダ人の市民権剥奪については、次のように、司法的救済の欠如に主たる懸念を示している。

「この法案は、もう一つの懸念を生じさせている。この法案の規定では、主務大臣は、詐欺（によって市民権を取得したという）の疑いがある場合、重国籍の者の市民権を剥奪することができる。ここでのキーワードは『疑い』である。事実、主務大臣は、ある者が不正に市民権を取得したとの『蓋然性を認める』場合には、その者の市民権を剥奪し、又は市民権を剥奪する権限を委任する権限を有するとされている。

問題は、その者は、もはや異議申し立てが事実かどうかを判断する独立した法廷に立つことができなくなるということである。この点は、重要である。カナダの市民権を持つ人はカナダ人なのであって、我々の司法制度の下、公平かつ公正な手続にアクセスする権利を享受すべきである。このような場合のほか、海外でテロ罪に問われ、数年を刑務所で過ごさなければならぬといった人物の場合にも懸念がある。（同法案では）このような訴追を根拠として、市民権が剥奪されうるとされているのである。

……本件における最大の関心事は、例えば、人は公平かつ公正な手続なくしてテロの罪に問われうるといふことである。これは、例えば、司法制度が政治的圧力と無縁ではない国で起こりうるのである。

我々は、カナダにおいてすらも、そのような事例を多く見てきた。人々は訴追され、数年間投獄されたその後に、政治的あるいは党派的理由で投獄されたとして英雄になるかも知れない。背後からネルソン・マンデラの名前の囁きが聞こえたが、実際、それは一つの例となり得よう。これらは、重大な懸念を引き起こしている。<sup>(15)</sup>」

また、自由党は、この法案に全面的に反対する姿勢を示していたが、重国籍カナダ人の市民権剝奪については次のように述べ、市民権剝奪が主務大臣の広範な裁量に委ねられていることを問題としている。

「自由党は、この法案に明確に反対票を投じる。個人の市民権を剝奪するというのであれば、他に解決しなければならぬ問題がある。例えば、重国籍の場合はどうなるのであるのか？ 私は、当院において、重国籍を持つ少なくとも二人を思い浮かべることができる。……主務大臣が彼らの市民権を剝奪し、彼らを国外退去させる権限を持つというのであろうか？ それは、一人の人間に与えるには、あまりにも大きな権限である。

カナダで出生した人も、私が言及した二人の議員のように、重国籍を持つことができる。重国籍は、カナダで生まれなかった人たちに限られる、というものではないのである。政府提案は、十分な法的救済手段を提供していない。それは、一人に対してあまりにも恣意的な権限を付与している。」

以上のような下院での議論に対して、上院では、重国籍者の市民権剝奪という仕組み自体がもつ差別性を問題とする主張が、政府法案批判の前面に登場している。すなわち、C-114法案の下では、カナダに生まれたカナダ市民で

あつても、カナダと他国の重国籍を有する者は、カナダ市民権を剥奪される危険に直面しているのに対して、カナダ市民権しか有しない者には、そのような危険がないという状況が生じる。これに対して、自由党の Eggleton 上院議員が、次のように指摘しているのは特徴的である。

「これは、明らかに二層の市民権 (two-tier citizenship) という状況であり、それは、我々がこの国において慣れ親しんできた平等や市民権とは異なるものである。それは、誰もが享受できる平等とも異なるものである。我々は、二層の市民権を認めていない。ただ一つ、この法案がもたらすものを除いては。」<sup>(16)</sup>

こうした批判は、学説においても有力に主張されていた。

たとえば、トロント大学の Audrey Macklin 教授は、カナダ市民権しかない者の市民権剥奪は無国籍状態を生み出すのに対して、重国籍者の場合その問題が生じないという点で、両者には前提の違いがあり、直ちにカナダ権利自由憲章一五条の定める平等権侵害になるとはいえないと認めた上で、他方で、市民権が個人と国家の紐帯として他に代えがたい機能を果たしていることに鑑みると、その否定は、無国籍化がもたらすものとは別の本質的害悪をもたらすものであつて、「人権の枠組みの下では、単一市民権保有者ならぬ重市民権保有者について、その市民権剥奪を求めるとは、憲章一五条の下で差別となる」<sup>(17)</sup>と指摘している。

また、オタワ大学コモロー法学部の Craig Forces 教授は、その論文で、重国籍者のカナダ市民権剥奪が憲章一五条下で差別になることを認め、かつ、それが同一条の定める憲章上の権利制限正当化テストである「Oakes テス



ト」を通過できないことを詳細に論じている。また同教授は、「反逆者やテロリスト」の市民権剥奪は懲罰的措置とすべきものであつて、それが与える影響とステイグマに鑑みると、仮にこれを制度化するのであれば、改正前の市民権法やC―二四法に規定されているものよりも、はるかに強力な憲法上の手続的保護が必要であることを指摘している。<sup>(19)</sup>

しかしながら、こうした各方面からの批判にもかかわらず、下院において単独過半数を有していた政府・保守党は法案成立を急ぎ、上述のように、原案に修正を加えることなくこれを成立させたのであつた。

### 三 C―二四法施行と市民権剥奪

以上のような経緯を経て制定されたC―二四法は、三段階に施行された。重国籍者からの市民権剥奪関係規定は、第二次施行分として二〇一五年五月二八日に発効し、改正法全体の施行は同年七月一日となつた。<sup>(21)</sup>しかし、同年一〇月に実施されたカナダ下院総選挙では、C―二四法撤廃を主張する自由党が単独過半数を確保して政権に復帰したことから、C―二四法が定める重国籍者からの大臣による市民権剥奪制度が実質的に機能していたのは五か月程度の短い期間となつた。ただし、その間には、テロ関与を理由とするカナダ市民権剥奪が実際に行われた。

Zakaria Amara は、一九八五年ジョルダンに生まれ、一三歳でカナダに移民した者で、ジョルダンとカナダの重国籍を有していたが、二〇〇六年六月のいわゆる「オンタリオ・テロ計画事件」に関与したとして、他の一六名と共に、反テロ法違反で逮捕された。<sup>(22)</sup>刑事裁判では、仮釈放の可能性付きの無期懲役が宣告され、ケベック州内の監獄に

収監された。

二〇一五年九月二六日、カナダ市民権移民大臣は、C-12四法によって導入された新しいカナダ市民権法一〇条二項に基づき、Zakaria Amara のカナダ市民権を剥奪するとの決定を行った。これにより、彼は、C-12四法によりカナダ市民権を剥奪された唯一の人物となったのである。

この市民権剥奪は多くの議論を呼んだが、それがカナダ下院総選挙の期間になされたため、選挙戦においても大きな争点となった。新民党と自由党は、同法廃止を公約すると共に、とりわけ自由党党首の Justin Trudeau 党首は、同法は「二流市民 (second-class citizens) を生み出すものであると強調し、「カナダ人はカナダ人であり、それがカナダ人なのである」(a Canadian is a Canadian is a Canadian) というキャッチ・フレーズを繰り返した。<sup>(23)</sup> これに対して、保守党は、同法の市民権剥奪規定が「三六〇〇万人の人口のうち、三〇人以下にしか適用できない」「最悪の事態を想定したものであつて、新民党及び自由党の批判は、「馬鹿げた恐怖を煽るキャンペーン」であると反論した。<sup>(24)</sup>

しかし、この保守党の反論にもかかわらず、同年一〇月一九日に実施されたカナダ下院総選挙で、保守党は改選前三三八議席中一五九議席の相対多数を得ていたところから、六〇議席を失い、九九議席で野党に転落した。自由党は、三六から一八六へと大幅に議席を増やし、単独過半数で政権を担うこととなった。また、選挙前には過半数獲得も予想されていた新民党は、自由党に議席を奪われ、九五から四一へと議席を減らして野党第二党に留まった。

#### 四 C—六法案の概要

Justin Trudeau 自由党が新たに政権につくと、状況は大きく変化することとなった。

新政権は発足直後の議会において、二〇一四年法による改正を取り消し、ほぼ従前の制度に戻すことを企図して、「市民権法を改正し、及び、その他の法律の関連改正を行うための法律 (An Act to amend the Citizenship Act and to make consequential amendments to another Act)」案 (C—六法案) を提出した。同法案は、二〇一六年二月二十五日に連邦議会下院で審議入りし、委員会での審議を経て、同年六月一七日に賛成二二四対反対九二で下院を通過した。法案は、同日上院に送付されたが、上院での審議にはほぼ一年の期間を要した。これは、夏の休会を挟んだことと、上院段階で実質的修正が提案され、そのいくつかについては政府が受け入れを拒否したために、上下両院での修正案のやりとりが発生したためであった。上院は、自らの修正案を下院がさらに修正した案について、翌二〇一七年六月二五日に最終的に可決した。これが同一七日に裁可を得て、法律 (現行法) となった。

同法は、C—二四法が規定したことを覆すことを中心に、次のような事項を規定している。

- ① 国家安全保障に関連するカナダ市民権剥奪の根拠規定を削除
- ② 申請人が市民権を与えられた場合、カナダに住み続ける意思があるという要件を削除
- ③ 市民権を申請する前にカナダに現実に滞在していなければならない日数を削減すると共に、滞在期間計算において、その者が永住者になる前にカナダに滞在していた日数を考慮するように変更

- ④カナダ及びその公用語の一つについての知識を証明する要件を一八歳から五四歳までの申請者に限定
- ⑤主任大臣に対し、それが不正または不当に入手され、使用され、又は使用されうると自ら信ずるに足りる合理的な理由のある書類の差し押さえを認めること
- ⑥虚偽の表明、詐欺、または重要な事情を故意に隠したことを根拠とするカナダ市民権の剝奪手続の変更
- ⑦同法五条一項に基づくカナダ人の両親をもたない未成年者への市民権付与について、申請を一八歳以上とする要件の削除

これらのうち、①から⑤が政府法案に含まれていたものであり、⑥⑦が上院の修正案を政府・与党が受け入れたものである。上院は、これらに加えて、④の年齢上限を五四歳ではなく五九歳とする修正と、詐欺的方法により永住権を取得した者について、その詐欺的手法が手続のどの段階で行われても、永住権を維持することができるようにするとの修正を提案したが、これらは政府によって拒絶された。<sup>25)</sup>

一部修正を経て成立したC—六法は、その後四段階で施行されたが、上の①、すなわち重国籍者からカナダ市民権を剝奪することを認める市民権法一〇条二項の廃止については、公布日に施行された。これによって、二〇一四年改正法について論じられていた、憲法適合性問題については、まずは、立法的に解決されることとなったのである。

## 五 C—六法案についての議論（下院）

以下では、このC—六法案に関する議論を検討することとしたい。同法案は、政府提出法案であり、審議に際して

は John McCallum 移民、難民及び市民権大臣（市民権移民大臣から名称変更）が、まず下院において法案の説明を行っているが、そこに政府の立場が極めて端的に示されていることから、やや長くなるが、以下にその抜粋を示しておく。

「（C—六法案提案が、公約であること等を述べた後に）もつと重要なのは、なぜ私たちがこれをなしたいのか、という点である。この点について、私は二つの基本原則が関わることを指摘したい。」「第一に、カナダ人には二つの階級があつてはならず、一つでなければならぬ。第二に、新しい市民を迎え入れたい。我々は、保守党政権が、我々の国の市民となるべき新しい人々を歓迎するに不合理な、いくつもの壁を構築したと確信している。」

「これまでの保守党の法では、市民権移民大臣は、個人がテロ犯罪やその他のいくつかの犯罪で有罪となった場合、その者の市民権を剥奪する権限を持っていた。しかし、ここで重要な点は、大臣が市民権を剥奪する権限を持っていたのは、その者が重国籍を有する場合だけであり、カナダ市民権のみをもつ場合には、そうではなかったということである。同様に、連邦裁判所も他の事件では市民権を剥奪する権限を有していたが、これも重国籍をもつ市民に対してのみであった。」

「ここで重要なのは、ある種のカナダ市民権は剥奪できるが、別のものは剥奪できないというならば、それは、二つの階級のカナダ人を認めているということである。……カナダ人には一つの階級しかなく、カナダ人はカナダ人であり、それがカナダ人なのである（a Canadian is a Canadian is a Canadian）。すべてのカナダ人は平等であり、カナダ人に二つの階級はあり得ない。それが、この法律を受け入れられない理由であり、新しい法律が市民権剥

奪を廃止する理由である。」

「実際、我々はこのことを強く確信しており、テロを理由として市民権を剝奪されたある個人の市民権を回復させようとしている。新しい法律により、当該個人は市民権を回復することになるのである。」「これは原則の問題である。カナダ人はカナダ人であり、それがカナダ人であるというとき、そこには、良いカナダ人も悪いカナダ人も含まれている。」「テロを理由に有罪判決を受けた悪いカナダ人は、刑務所に行くべきである。凶悪なテロリストがいれば、彼らは長期にわたって刑務所に入るべきだが、量刑を決めるのは政治家ではなく裁判官なのである。テロリストの居場所は、空港ではなく刑務所である。我々は、テロの罪で刑務所に送られた者について、二階級のテロリスト、すなわち、『刑務所に入り市民権を剝奪された者』と『刑務所に行くだけの者』を認めることはできないと確信している。テロリストであれ、そうでない者であれ、カナダ人はカナダ人であり、それがカナダ人なのである。よって、このような理由でいかなる市民権も剝奪されることはないというのが、我々の考えである。」<sup>(26)</sup>

大臣は、これに続いて、市民権剝奪の根拠となる犯罪が容易に拡張できてしまうこと、重国籍の定義自体が問題を含むこと（本人の意思の及ばないところで重国籍となっている可能性があること）等を制度廃止の追加的根拠として述べ、対テロリズムの手段としての重国籍者からの市民権剝奪制度廃止を提案している。

これに対して、野党第一党である保守党の反対討論は、次のように述べて、正面から二つの階級論を否定する。

「……前政権の行為が、市民間に二つの階級を何らかの形で生み出した、という主張は受け入れられない。それは生じていないのである。また、ただ今大臣は触れなかつたけれども、市民権を取り消すことができる他の理由が存在しているのである。」私は、二〇〇七年に市民権を剝奪されたナチスの戦犯二人に関する記事を読んだ。市民権は詐欺的な方法での取得を理由に剝奪され得るのであつて、この法案では変更されない別の規定が存在しているのである。同規定は、市民権の剝奪を認めている。」

「この規定に関する議論は、我々がカナダの市民権をどのように評価するかに要約される。自由党政府は次のような主張をしている。すなわち、有罪判決を受けたテロリストが重国籍を持っている場合、服役することが適切な刑罰であるというのが政府の主張である。これに対する代替案こそが、二〇一四年一〇月にこの場所で明らかにしたように、重国籍を有する者がカナダに対してテロ行為をしたならば、その行為はカナダ人全員に影響を及ぼすものであり、カナダ市民権は剝奪されるべきというものである。」<sup>27)</sup>

二〇一五年総選挙で野党第一党から第二党へ転じた新民民主党は、自由党が提出したC―六法案には不十分な点が残ると留保した上で、提案されている内容に賛成し、次のように指摘する。

「まず第一に、すべてのカナダ人は法の下で平等に扱われるべきだというのが、我々の基本的な信念である。保守党のC―二四法案は、ある者は他の者より多くの権利を有するとし、市民に二つの階級を生み出した。カナダへの移民、その子供と孫、二重または多重国籍者は、不相応にも、カナダで生まれた人々よりも権利が少ない

さて、以上で三つの政党の議論を見たが、ここにおいて興味深いのは、C―二四法案審議の当初においては、やや背後にあった論点、すなわち重国籍者のカナダ市民権のみが剝奪されることが、市民あるいは市民権に二つの階級を設けることになる、という指摘が前面に登場し、それが自由党及び新民主党と保守党の立論の違いを構成している点である。

この論点は、上述のように、選挙期間中に行われた重国籍無期収監囚に対するカナダ市民権剝奪を契機として、選挙点化されたものであった。もちろん、学説やC―二四法案のとりわけ上院審議の過程においては、重国籍の者についてのみカナダ市民権を剝奪できるとする制度によって、市民権が二層化され、これが憲章一五条を侵害し、かつ、同一条の下で正当化され得ないという主張がなされていたが、他方では、現実の問題としてカナダにおける重国籍者の多くは、先にカナダ以外の国籍を有しており、移民・帰化によってカナダ国籍を取得していることから、保守党をはじめとするC―二四法支持派は、「移民の中にテロリストが含まれている。カナダ政府が騙されて市民権を付与してしまったテロリストについて、これを取り消すのは当然」というロジックを用いることで、これに對抗していた。先に見た保守党の反対討論は、もちろん総選挙後のものであるが、C―六法成立以降であっても「市民権は詐欺的な方法での取得を理由に剝奪され得る」と指摘し、帰化によるカナダ市民権を有する重国籍テロリストについては、自由党政府も重国籍者のカナダ市民権を剝奪することを認めておりと批判することで、C―二四法の正当性を主張しているのである。



実際のところ、二〇一四年にC―二四法が成立した背景には、こうしたロジックへの一定の世論の支持があり、二〇一五年総選挙時の保守党政府は、まさにそのパターンに当てはまるZakaria Amaraのカナダ市民権を選挙期間中に取り消すことで、支持を拡大しようとしたのである。

この状況は、新民主党と自由党からみれば、いわば踏み絵を迫られたものであった。当時においても、Zakaria Amaraのカナダ市民権奪そのものについては、世論は一定の支持を与えており、新民主党も自由党も正面からは、これに反対しづらい状況にあった。しかし、両党とりわけ自由党は、あえて、C―二四法を争点化するという政治的選択を行ったのである。Trudeauの「カナダ人はカナダ人であり、それがカナダ人なのである」という選挙時のキャッチ・フレーズは、まさにこうした政治的選択の表現である。ある政治アナリストは、両党の判断を「Justin Trudeau (自由党党首)とTom Mulcair (新民主党党首)は、有罪とされたテロリストの立場を擁護することで、大きな―しかし必須である―政治的リスクを選択している」と分析している。<sup>(30)</sup>

この結果、C―二四法が行った重国籍者からのカナダ市民権剝奪制度については、その手続や要件の厳格化、とりわけ立法段階でも強く批判されていた行政処分での剝奪を改めるに留めるという選択肢ではなく、その廃止という方向性が打ち出されることになったのである。さらにいえば、その延長線上には、Zakaria Amaraのカナダ市民権回復という、大きな賭がなされることになったが、これは、C―六法案成立直後の二〇一七年六月一九日に実現された。下院の審議では、政府提出法案に対して、保守党が上記のような視点から反対を表明したが、単独過半数を有する自由党に新民主党が賛成したことから、実質的修正なしに、同院を通過した。

## 六 C―六法案についての議論（上院）

下院における審議と異なり、上院においては、いくつかの重要な修正が提案・承認された。

そのうち、市民権剝奪との関係で重要なものは、虚偽の表明、詐欺、または重要な事情を故意に隠してカナダ市民権を取得したことを根拠とする、その剝奪手続の変更である。C―二四法の下では、これらを理由とする市民権剝奪手続のほとんどは、主務大臣及びその権限を委任された公務員によって担われており、司法裁判所の関与は極めて限定されていた。すなわち、安全保障、人権若しくは国際法上の権利侵害、又は組織犯罪に関わる場合に限り、連邦裁判所が判断権を有するものとされていたのである。これに対して、C―六法の下では、本人が大臣による裁定を希望しない限り、連邦裁判所が全てのカナダ市民権剝奪事件について判断権を有するものとされた。<sup>(31)</sup>

そもそも政府案は、C―二四法が導入した重国籍テロリスト等に対する市民権剝奪制度の廃止を提案する一方で、C―二四法以前から存在した詐欺によって取得したカナダ市民権の取り消しについては何らの変更を提案していなかった。これに対して、今日なお、選挙ではなく推薦・任命制議員からなる上院における非政党的院内党派である「独立上院議員グループ」(Independent Senators Group)に属する議員が、連邦裁判所への判断権委譲を提案し、政府がこれを受け入れたのであった。<sup>(32)</sup>

## 七 C—二四法とC—六法の憲法問題

上述のように、C—二四法が引き起こした議論と問題は、C—六法によって立法的に解決されることとなった。しかしながら、ここには、大きな問題が残っている。すなわち、まさに「立法的」な解決が図られたことから、C—二四法をめぐる憲法問題については、司法裁判所による判断が示されておらず、政治的には、保守党あるいはC—二四法を支持する政治グループが将来的に政権を獲得した場合、再度これが導入される可能性が認められているのである。カナダにおいては、下院議員の任期は憲法上最長五年とされているが、<sup>(34)</sup>実際には解散による総選挙が行われており、直近の選挙は二〇一九年一〇月二一日に実施された。C—二四法を導入した保守党は、今回は政権奪回には失敗したが、C—六法の導入に反対し、かつ、Zakaria Amara のカナダ市民権復活にも反対し、<sup>(35)</sup>なおC—二四法型のカナダ市民権剝奪制度を主張しつつ議席を増やしていることから、この可能性は決して机上のものではない。そこで、以下では、この点について再度検討しておきたい。

そもそもカナダ憲法は、市民権について明示的な規定を有しない。しかしながら、一九九七年のカナダ最高裁判決において、Jacobucci 裁判官は「カナダ市民社会の完全な構成員として、カナダ市民権よりも基本的な利益があると想像することはできない」として、<sup>(36)</sup>次のように述べて、その基本的価値を承認している。

そこで、これが侵害された場合には、憲法上の権利侵害となる可能性が生じるが、多くの論者が問題とするのは、①憲章七条の適正手続保障を受ける権利、②同一一条が保障する刑事手続上の権利、③同一五条が保障する平等権、

それぞれの侵害である。以下、分説する。

(一) 憲章七条

カナダ権利自由憲章第七条は、「何人も生命、自由及び身体の安全に対する権利を有し、司法の基本的原理 (principle of fundamental justice) によらなければ、その権利を奪われない」と規定する。この条文は、憲章が各論的権利として定めていない様々な「生命、自由及び身体の安全」の根拠となると同時に、それを制限する立法が「司法の基本的原理」という司法審査基準をクリアするべきことを規定している。<sup>(37)</sup>そこで、この「司法の基本的原理」の内容が問題となるが、判例法は、ここに規制法がもつ恣意性、過度の広汎性、過度の反比例性等のテストを組み込み、適正手続の保障を行っている。

市民権の剥奪には、適正手続保障が及ぶべきことは当然であるが、具体的にどのような適正手続保護が求められるかについては議論がある。たとえば、二〇〇五年の下院報告書は、市民権剥奪が司法手続によって行われるべきとし、刑事裁判に求められる「合理的疑いを超える」立証が、刑事証拠法則に基づいてなされるべきとしている。この立場からすると、C—二四法が、行政処分で市民権を剥奪することを認めていることは、それ自体適正手続違反となる。

他方、判例についてみると、カナダ連邦裁判所 (Federal Court)<sup>(38)</sup>の先例である *Jaballah (Re)*<sup>(39)</sup> において、「司法の基本的原理」について、単一の立証責任を設定することは不可能であり、これに合致するかどうかは、手続や問題となっている利益の本質等に基<sup>(40)</sup>づいて判定される、との判断が示されている。この事件では、公安上の理由から入国を拒否すべきとの大臣判断を示した文書が法廷に提出されており、法は裁判所にその「合理性」を判定することを求めているところ、原告 *Jaballah* は、大臣は独立性・公平性に欠けている一方で、これを有する裁判所は証拠の「合理性」

しか判断できないことから、この手続が憲章七条に違反すると主張した。しかし、同裁判所は、上の判断基準に基づき、本件では法定手続を加重する必要性はないとしたのである。そこで、これを先例として拡張すると、C―二四法は合憲とされる可能性もあるが、たとえばCraig Forrese教授は、同判決は、入国許可に関して「予防的介入」を認めるものであって、市民権剥奪事件は、これと区別してより厳格な審査基準が適用されるべきと有力に主張している。

### (二) 憲章二一条

憲章二一条は、刑事被告人の権利について規定しており、よって、市民権剥奪手続が刑事手続であるかという点が問題となる。この点、確かに、C―二四法は、市民権剥奪それ自体を刑罰として規定している訳ではない。しかし、C―二四法以前から認められてきた制度である詐欺的手法により取得された市民権の剥奪についてみると、それは、原因行為の違法性を根拠とするいわば行政処分<sup>(4)</sup>の無効の宣言であって、刑罰ではないと言いうる根拠があるが、テロ行為を根拠とする市民権剥奪は、テロ行為と市民権の間に因果論的結合が欠けているから、まさに刑罰として行われていると評価すべきものである。

このように考えるならば、C―二四法が、憲章二一条が規定する被告人の権利保障を前提としていないことは、同条に違反すると評価すべきことになる。もとより、カナダ最高裁判所は、憲章二一条の適用について、手続の性質と、刑事罰の性質を有する結果をもたらすかという両面から判断するという判例法理を確立しているから、その解釈によつて同条違反とならない可能性も残るものの、やはり、二一条違反となるという立論が有力に認められることになろう。

### (三) 憲章二五条

憲章一五条は「全て個人は、法の下に平等であり、一切の差別、とくに人種、出身国籍もしくは出身民族、体色、宗教、性別、年齢又は身体的障害を理由として差別を受けることなく、法の平等な保護と利益を享受する権利を有する。」と規定する。

ここには、「市民権」が明示されていないが、カナダ最高裁判所は、一九八〇年代以降一貫して、これについても類推により列举事項と同様の保護が及ぶとしてきているから、憲章一五条についての判例法と、同一条についての判例法（*Oakes* テスト）に従った判断を行うことができると考えられている。

まずカナダ最高裁判所は、憲章一五条について、二段階での権利侵害判定を行っている。<sup>(43)</sup> すなわち、①法律は憲章一五条列举事項又は類似事項を根拠とした区別を設けているか、②当該区別は、偏見やステレオタイプを持續することよって不利益を生じさせるか、という二段階テストである。

そこでこれを本件についてみると、C—二四法は、カナダ市民権の保有形態（単一市民権か重国籍か）によってカナダ市民を区別しているのであるから、国籍あるいはそれに類似した事項によって①でいう区別を行っていることは明らかである。すると、実際に問題となるのは、②ということになる。

この点、カナダ最高裁判所は、二〇一一年の *Withler v Canada* 事件判決<sup>(44)</sup>において、「問題となっている法律が、その目的または効果において、憲章一五条一項所定の個人の属性に基づいて、ある集団の構成員に対する偏見又は不利益を永続させる」場合、又は「法律によって課される不利益が、権利主張者又はその集団の現実の状況および属性に応じたものとはいえないステレオタイプに基づくことが示」された場合に、これが成立するとしている。<sup>(45)</sup> この際重要なのは、政府の態度や動機ではなく、差別的行為そのものであって、国のある行為が、歴史的に不利な地位に置かれ

てきた集団と社会の他の集団との格差を狭めるのではなく、広げることになれば、それは差別的であると判定されることになる。<sup>(46)</sup> 本件においては、重国籍をもつ者とそうではない者が区別されているが、重国籍を有する者の多くは、新たにカナダ市民権を取得した移民であつて、歴史的な偏見や不利益を受けてきた者と考えられ、かつ、新たな移民は潜在的な犯罪者・テロリストであるという偏見を助長することからも、②の要件を満たし一五条を侵害するということができる。

すると、最後の問題は、憲章一条による権利制限が認められるかということになるが、学説の多くは、Oakesテストの通過を認めない。上述したCraig Forcese教授は、そもそもC—二四法の規制目的自体が不透明であるとしつつ、「国家への不忠誠を糾弾し、国家安全保障に資すること」と措定した場合には、重国籍者の市民権剥奪という手段と間での合理的な関連性が認められないことを指摘し、Oakesテストのうち①当該規制には重要な目的があること、②規制目的と手段との間に合理的な関連性があること、という入口の段階でテスト不通過と判定している。また、③当該規制による権利の毀損が最小限であることに關しては、テロ犯罪そのものに対する刑事法規制が認められることが指摘され、④当該権利に与える影響と当該規制による利益との間に均衡があることについては、カナダ市民権を剥奪された者が国外退去を余儀なくされる等の大きな不利益を被るのに対して、確保される政府利益は限定的であることを指摘している。

## 八 小括へおわりに

前節で検討したところからすると、C—二四法型の規制は、カナダ権利自由憲章の複数の条文に抵触し、違憲であるという立論は、カナダ最高裁判所において採用されうる可能性をもって十分主張可能であるといえよう。また、この違憲論は、カナダ法に特有の人権概念に依存しているというよりも、適正手続、刑事被告人の権利、平等権といった相当程度に普遍的な法原則違反であることから、カナダ以外の法域でも十分参考になるものと考えられる。

しかしながら、たとえば日本法がこの点のカナダ法に学ぼうとすると、なおいくつかの検討すべき点や問題点が残っているとも考えられるので、最後にそうした点について述べておきたい。

第一は、やはり現時点における司法裁判所判決の欠如である。C—二四法は、冒頭で指摘したフランスにおいて実現することのなかった、憲法改正による重国籍者の国籍剥奪とほぼ同様の制度であったが、政治的に廃止され、裁判所による憲法判断の対象となっていない。その結果、学説や現在の与党、さらには弁護士会等による違憲論にもかかわらず、なおカナダでは、法改正によって再導入される可能性が相当高い確率で残存している。

もちろん、本制度再導入自体はカナダの問題であるが、附随的違憲審査制の下での司法裁判所判決の欠如という問題は、日本においても共通しており、その中での法形成のあり方という視点から学ぶべきことも多い。

第二は、仮に再導入となった場合の合憲論の主張が、違憲論との間で原理的にかみ合っていないという点がある。上で見たように、保守党を中心とする合憲論の主張は、カナダ市民権を「特権 (privilege)」と位置付け、国家に対す



る忠誠義務と引き換えに付与され、維持できるところに成り立っている。すなわち、本来は、重国籍者ではなくとも忠誠義務を果たさない者からは、これを剥奪するのが論理的には正しく、もしそれが可能であれば（すなわち条約上の義務との関係を除けば）、重国籍者のカナダ市民権とカナダ市民権しか持たない者のそれとの間には、何も差がないことになる。

第三に、上記の二点からすると、実は「国籍を剥奪されないこと」を権利論として構成する場合には、平等という比較の視点とは別に、国籍・市民権が人権の一を構成しており、かつ、それが失われた場合、現在の主権国家中心の国際社会においては生存自体が難しくなるから、高いレベルでの要保護性が認められるという論理構造を必要とする。カナダ法の文脈では、憲章一五条違反については、重国籍者のカナダ市民権剥奪制度が、実際の重国籍者の多くが新しい移民であるという事実と結合することにより、移民に潜在的なテロリストという偏見やステレオタイプを助長し、移民がもつカナダ市民権は、政府により剥奪されうる二流のものであるとの認識をもたすが故に、平等権侵害となるというアプローチを学説及びC—六法案審議における議会内多数派が共有していることは、これまで述べてきたとおりである。ここでは、平等権侵害を構成するために固有の論理——具体的には、実際の重国籍者の多くが新しい移民であるという事実と権利論との結合——が優先しているから、これを超えた市民権の実質的価値検討が、今後は一層重要となる。

他方で日本国憲法は、国籍について直接具体的な規定を置かず、その一〇条で法律に委任しているから、現行法の解釈によっては、重国籍の剝奪にも何の問題もないともいえる。日本国憲法一〇条の下での「国籍」の位置付けについて、なお一層の検討が必要である。

- (1) 政府提出案は次のとおりである。Projet de loi constitutionnelle de protection de la Nation, n°3381, déposé le 23 décembre 2015. <http://www.assemblee-nationale.fr/14/projets/pl3381.asp>
- ただし、この案は国民議会での審議中に修正され、国民議会が可決されたのは、次のものである。 <http://www.assemblee-nationale.fr/14/ta/ta0678.asp>
- (2) この憲法改正案の提案から撤回にいたる経緯については、たとえば、二〇一六年三月三〇日付フィガロ紙オンライン版記事を参照。
- <http://www.lefigaro.fr/politique/le-scan/2016/03/30/25001-20160330ARTFIC00296-decheance-de-nationalite-un-abandon-en-six-actes.php>
- (3) 本稿では、英語の nationality の訳語として国籍、citizenship の訳語として市民権を用いる。なお、現在のこの二つの概念はほとんど区別なく用いられており、本稿でも原理的な区別は行っていない。
- (4) 政府提出案は重国籍者のフランス国籍剥奪を定めていたのに対して、国民議会採択案では重国籍者への限定はなされていない。
- (5) L'individu qui a acquis la qualité de Français peut, par décret pris après avis conforme du Conseil d'Etat, être déchu de la nationalité française, sauf si la déchéance a pour résultat de le rendre apatride :
- 1° S'il est condamné pour un acte qualifié de crime ou délit constituant une atteinte aux intérêts fondamentaux de la Nation ou pour un crime ou un délit constituant un acte de terrorisme ;
- 2° S'il est condamné pour un acte qualifié de crime ou délit prévu et réprimé par le chapitre II du titre III du livre IV du code pénal ;
- 3° S'il est condamné pour s'être soustrait aux obligations résultant pour lui du code du service national ;
- 4° S'il s'est livré au profit d'un Etat étranger à des actes incompatibles avec la qualité de Français et préjudiciables aux intérêts de la France.
- (6) 民法二五条の一は次のように規定して、フランス国籍の剥奪は、その帰化による取得から、二五条一号に基づく場合は一五年以内、同条二号から四号に基づく場合は一〇年以内に限り行うことができるとしている。

La déchéance n'est encourue que si les faits reprochés à l'intéressé et visés à l'article 25 se sont produits antérieurement à l'acquisition de la nationalité française ou dans le délai de dix ans à compter de la date de cette acquisition.

Elle ne peut être prononcée que dans le délai de dix ans à compter de la perpétration desdits faits.

Si les faits reprochés à l'intéressé sont visés au 1<sup>o</sup> de l'article 25, les délais mentionnés aux deux alinéas précédents sont portés à quinze ans.

(7) Australian Citizenship Amendment (Allegiance to Australia) Act 2015.

(8) 同法については、たとえば、板東祐介「オーストラリアにおける市民権の取得と喪失に関する法制度―二〇〇七年オーストラリア市民権法を中心に―」小樽商科大学商学討究六七巻一・三号二三五頁（二〇一六年）を参照。

(9) ドイツ連邦議会（下院）は六月二十七日に可決。

<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2019/kw26-de-stratsan gehoerigkeitsgesetz-646338>  
ドイツ連邦参議院（上院）は翌二十八日に可決。

[https://www.bundesrat.de/SharedDocs/drucksachen/2019/0301-0400/302-19\\_\(B\).pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=1](https://www.bundesrat.de/SharedDocs/drucksachen/2019/0301-0400/302-19_(B).pdf?__blob=publicationFile&v=1)

(10) Long title 15<sup>o</sup> "An Act to amend the Citizenship Act and to make consequential amendments to other Acts" 1988.

(11) S. C. 2014, c. 22.

(12) 一〇条二項では、以下の八項目が規定されている。

- (a) was convicted under section 47 of the Criminal Code of treason and sentenced to imprisonment for life or was convicted of high treason under that section;
- (b) was convicted of a terrorism offence as defined in section 2 of the Criminal Code — or an offence outside Canada that, if committed in Canada, would constitute a terrorism offence as defined in that section — and sentenced to at least five years of imprisonment;
- (c) was convicted of an offence under any of sections 73 to 76 of the National Defence Act and sentenced to imprisonment for life because the person acted traitorously;

カナダにおける「テロ対策」としての重国籍者からの市民権剥奪（佐藤）

- (d) was convicted of an offence under section 78 of the National Defence Act and sentenced to imprisonment for life;
  - (e) was convicted of an offence under section 130 of the National Defence Act in respect of an act or omission that is punishable under section 47 of the Criminal Code and sentenced to imprisonment for life;
  - (f) was convicted under the National Defence Act of a terrorism offence as defined in subsection 2 (1) of that Act and sentenced to at least five years of imprisonment;
  - (g) was convicted of an offence described in section 16 or 17 of the Security of Information Act and sentenced to imprisonment for life; or
  - (h) was convicted of an offence under section 130 of the National Defence Act in respect of an act or omission that is punishable under section 16 or 17 of the Security of Information Act and sentenced to imprisonment for life.
- (12) Convention on the Reduction of Statelessness.
  - (14) Canada, Parliament, House of Commons Debates, 41st Parl 2nd Sess, Vol 147, No 53 (27 February 2014) at 1540 (Hon. Chris Alexander).
  - (15) *Ibid* at 1610 (Ms. Lysane Blanchette-Lamothe).
  - (16) Canada, Parliament, Senate Debates, 41st Parl 2nd Sess, Vol 149, No 73 (17 June 2014) at 1610 (Hon. Art Eggleton).
  - (17) Audrey Macklin, Citizenship Revocation, the Privilege to Have Rights and the Production of the Alien, (2014) 40 (1) : 1-54 Queen's LJ. Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2507786> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.2507786>
  - (18) カナダの裁判所が用いる規制立法の合憲性審査テストであり、憲章制定直後の一九八六年のカナダ最高裁判決である *R v Oakes*, [1986] 1 SCR 103 によって定式化されたことから、*Oakes* テストと呼ばれる。  
 まず、憲章上の各条が定める権利が制限されているかを判断し（第一段階）、それが、同一条の「自由かつ民主的な社会において明確に正当化されるものとして法が定める合理的制限」に該当するかどうかについて判定する（第二段階）。この第二段階の審査においては、  
 ①当該規制には重要な目的があること、  
 ②規制目的と手段との間に合理的な関連性があること、

- ③当該規制による権利の毀損が最小限であること、
- ④当該権利に与える影響と当該規制による利益との間に均衡があること
- を政府が証明した場合に合憲と判断される。
- (19) Craig Forcese, A Tale of Two Citizenships: Citizenship Revocation for 'Traitors and Terrorists', (2014) 39 (2): 551-586  
Queen's LJ. Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2434594> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.2434594>
- (20) Order Fixing May 28, 2015 as the Day on which Certain Provisions of the Act Come into Force, SI/2015-0042.
- (21) Order Fixing June 11, 2015 as the Day on which Certain Provisions of the Act Come into Force, SI/2015-46. 「これら二段階の法施行の最後の施行日を定める総督令である。」
- (22) このテロ計画については、たとえば、板橋功「国際テロ情勢と対策」ノモス二八号一頁（関西大学法学研究所、二〇一一年）参照。
- (23) たとえば、選挙戦中の党首討論においても、このフレーズが多用されていることを伺うことができる。以下の動画は、カナダの全国新聞『Globe and Mail』のオンラインインタビュー版である。  
<https://www.theglobeandmail.com/canada/video-video-a-canadian-is-a-canadian-is-a-canadian-harper-trudeau-spar/>
- (24) 例えば、以下の新聞記事におけるシェニン・ケニー（Jason Kenny）国防長官の発言を参照のこと。  
<https://nationalpost.com/news/canada/canada-revokes-citizenship-of-toronto-18-tingleader>
- (25) Statement by Minister Hussen on advancing Bill C-6, an Act to amend the Citizenship Act and make consequential amendments to another Act, June 9, 2017.  
[https://www.canadaca/en/immigration-refugees-citizenship/news/2017/06/statement\\_by\\_ministerhussenonadvancingbill-6anacttoamendthecit.html](https://www.canadaca/en/immigration-refugees-citizenship/news/2017/06/statement_by_ministerhussenonadvancingbill-6anacttoamendthecit.html)
- (26) Canada, Parliament, House of Commons Debates, 42st Parl, 1st Sess, Vol 148, No 29 (9 March 2016) at 1600 (Hon. John McCallum).
- (27) *Ibid* at 1630 (Hon. Michelle Rempel).
- (28) *Ibid* at 1700 (Ms. Jenny Kwan).

- (29) Forcese 前掲注(19) 論文は、議論の前提として、この点を指摘する。
- (30) Thomas Walkom, “Why terrorist should keep his Canadian citizenship” at <https://www.thestar.com/news/federal-election/2015/09/30/why-terrorist-should-keep-his-canadian-citizenship-walkom.html>
- (31) C-16法三条三項によって新設された市民権法一〇条四・一項。
- (32) 現在、ISGは上院の最大党派である。これは、Trudeau首相が自由党に所属する上院議員を推薦しない方針を採用しているため、その推薦に係る上院議員が自由党ではなくISGに参加しているからである。したがって、ISGは「無所属」議員の党派とは言いつらい面がある。実際、C-16法案の最終修正版に賛成した上院議員の所属党派は、ISG二九、自由党二三、保守党四、無所属五であり、ISGと自由党には反対者はいなかった。反対は全員が保守党で、二九票であった。
- (33) フリテイッシュムクロンビア州市民自由協会 (British Columbia Civil Liberties Association) とカナダ難民弁護士協会 (Canadian Association of Refugee Lawyers) が、二〇一五年八月二〇日に、カナダ法務総裁を被告として、C-12四法の違憲判断を求める訴訟を提起していたが、カナダ連邦裁判所は、C-16法による改正を受け、実体判断を行わずに訴訟を終結させるよう判決を下した。The British Columbia Civil Liberties Association et al v Attorney General of Canada (13 July 2017), Ottawa T-1381-15 (FC).
- (34) *Canadian Charter of Rights and Freedoms*, s.4, Part I of the *Constitution Act, 1982*, being Schedule B to the *Canada Act 1982* (UK), 1982, c.11.
- (35) <https://www.conservative.ca/cpc/stop-rewarding-terrorists/>
- (36) *Berner v Canada*, [1997] 1 SCR 358 at para 68, 143 DLR (4th) 577.
- (37) 憲章七条の機能や構造については、たとえば、富井幸雄「カナダ憲法における包括的基本権——fundamental justice 原理の意味」法学新報一二三巻七・八号(二〇一六年)一三九頁—二二二頁を参照。
- (38) House of Commons, Standing Committee on Citizenship and Immigration, *Citizenship Revocation: A Question of Due Process and Respecting Charter Rights* (June 2005) (Chair: Andrew Telegdi).
- (39) カナダでは、下級審段階では、州裁判所と連邦裁判所が分かれているが、カナダ最高裁判所は、全カナダに対する最上位

裁判所と位置付けられている。連邦裁判所 (Federal Court) は、連邦の第一審裁判所である。

- (40) [2011] 2 RCF 145, 2010 FC 79.
- (41) See *R v Rodgers*, 2006 SCC 15 at para 60, [2006] 1 SCR 554.
- (42) *Andreas v Law Society of British Columbia*, [1989] 1 SCR 143, 56 DLR (4th) : *Chiarulli v Canada (Minister of Employment and Immigration)*, [1992] 1 SCR 711, 90 DLR (4th) 289; *Lavoie v Canada*, 2002 SCC 23, [2002] 1 SCR 769; *Benner v Canada*, [1997] 1 SCR 358, 143 DLR (4th) 577.
- (43) *Andreas v Law Society of British Columbia*, [1989] 1 SCR 143, 56 DLR (4th) 1.
- (44) 2011 SCC 12 at para 29, [2011] 1 SCR 396.
- (45) これは、原告において、法による区別が、自らの集団に向けられた偏見あるいはステレオタイプを永続化させるであろうことを立証する責任を負うことを意味しない。
- (46) *Quebec (Attorney General) v A*, 2013 SCC 5 at para 332.

(本学法科大学院教授)